

2016 全労済カップ 九州少年サッカー長崎県大会 開催要項

1. 趣 旨 一般社団法人長崎県サッカー協会は、日本の将来をになう少年たちのサッカーへの興味・関心を深め、さらにサッカーの技術・理解の向上と健全な心身の育成・発達を図ることを目的とした大会を開催する。この大会は、少年たちがサッカーを通じて心身を鍛え、リスペクトの精神を養い、クリエイティブでたくましい人間の育成を目指すものである。
2. 主 催 一般社団法人長崎県サッカー協会
3. 主 管 一般社団法人長崎県サッカー協会第4種委員会、大村市サッカー協会
諫早市サッカー協会
4. 協 賛 全労済 全国労働者共済生活共同組合連合会(長崎県本部)
5. 後 援 長崎県教育委員、(公財)長崎県体育協会、大村市教育委員会、(株)長崎新聞社
6. 期 日 平成 28 年 2 月 6 日(土)、7 日(日)、13 日(土)
予備日：平成 28 年 2 月 14 日 (日)
7. 会 場 大村市古賀島スポーツ広場(サッカー場・多目的広場)
*決勝戦会場：長崎県立総合運動公園陸上競技場
8. 開 会 式 大村市立放虎原小学校体育館 平成 28 年 2 月 6 日(土) 午前 8 時 00 分～
9. 閉 会 式 長崎県立総合運動公園陸上競技場 平成 28 年 2 月 13 日(土) 午後 15 時 00 分～予定
10. 参加資格
 - (1)平成 27 年度に(公財)日本サッカー協会登録したチームで、各地区の予選を勝ち抜いてきた代表チームであること。
 - (2)上記「参加チーム」の構成は、単一「加盟チーム」に限られ、その「加盟チーム」は年間を通じて継続的に活動していること。
 - (3)「参加選手」は、上記「加盟チーム」に所属する選手であること。
 - (4)郡市予選から県大会に至るまで、同一加盟チームからの複数エントリーを可とする。尚 各郡市予選の開催にあたって同一チームの複数エントリーを認めるかどうかは、各郡市協会の判断に任せる。
 - (5)郡市予選から県大会に至るまでに、同一「参加選手」が、異なる「加盟チーム」への移籍後再び参加することはできない。
 - (6)「参加チーム」は、郡市予選を勝ち抜いたチームとする。
なお、郡市協会で確認を行い、申込用紙に郡市協会長の印を押印の上、原本を抽選会時に提出すること。
 - (7)「参加選手」は(公財)日本サッカー協会の発行した「加盟チーム」の選手証(写真添付されたもの)を持参すること。ただし電子登録証(写真が登録されたもの)が確認できる場合は出場を認めるものとする。
 - (8)引率指導者は、「参加チーム」を掌握指導する責任ある指導者であること。また、内 1 名以上が本協会公認コーチ資格(D 級コーチ以上)を有すること。
 - (9)「参加選手」は健康であり、かつ保護者の同意を得ること。
 - (10)「参加チーム」は、必ず傷害保険(スポーツ安全傷害保険)に加入していること。
 - (11)チームの構成は、選手 18 名以内、引率指導者 5 名以内とする。

11. 参加チーム及びその数

- ①長崎市：8 チーム
- ②佐世保市：5 チーム
- ③諫早市：4 チーム
- ④大村市、島原市、平戸市、西彼杵郡：各 2 チーム
- ⑤五島市、雲仙市、南島原市、対馬市、北松浦郡、東彼杵郡：各 1 チーム
- ⑥開催地枠：1 チーム（大村市）合計 32 チーム

12. 競技方法

- (1)大会 1 日目の 1 次リーグは、32 チームを 8 グループに分け、1 グループ 4 チームのリンクリーグ戦を行い、各グループの上位 2 チームを大会 2 日目の決勝トーナメント進出を決定する。
- (2)リーグ戦における順位の決定方法は、勝利 3 点、引分 1 点、敗戦 0 点の勝点により、勝点の多い順に決定する。なお、勝点の合計が同一の場合は以下の項目に従い順位を決定する。
 - ① 当該チーム間の対戦成績
 - ② 当該チーム間の得失点差
 - ③ 当該チーム間の総得点数
 - ④ グループ内での得失点差
 - ⑤ グループ内での総得点数
 - ⑥ 抽選

※①～⑤の全項目において同一の場合は、抽選(原則当該チーム代表者の立会いによる)により決定する。
- (3)大会 2 日目以降は、各ブロックリーグの上位 2 チームによる決勝トーナメントを行い。また、勝敗が決まらない場合は 10 分（5 分ハーフ）の延長戦を行い、なお決しない場合は PK 方式により次回戦進出を決定する。3 位決定戦は行わない。なお、延長戦に入る前のインターバルは 5 分、PK 方式に入るまでのインターバルは 1 分とする。
- (4)試合時間は全て 40 分（20:5:20）ゲームとする。

13. 競技規則

- (1)平成 27 年度の(公財)日本サッカー協会競技規則に準じるものとする。
 - (2)本大会において、異なる試合において警告を 2 回受けた競技者は次の 1 試合に出場できない。
 - (3)本大会において、退場を命じられた競技者は、次の 1 試合に出場できず、それ以降の処置については本大会規律・フェアプレー委員会で決定する。
 - (4)ベンチに入ることができる人数は 13 名(交代要員 10 名、引率指導者 3 名)とする。
 - (5)テクニカルエリア内で戦術的指示をその都度ただ 1 人の引率指導者が伝えることができる。
 - (6)負傷した競技者の負傷の程度を確かめるために入場を許される引率指導者の数は 2 名以内とする。
 - (8)スパイクゴム底は、固定スタッドに限る。(取替えスタッドは認めない。)
 - (9)ピッチサイズ：縦 68m、横 50m
 - ペナルティエリア：ゴールライン上、ゴールポスト外側に 12m、その地点からゴールラインに直角 12m
 - ゴールエリア：ゴールライン上、ゴールポスト外側に 4m、その地点からゴールラインに直角 4m
 - センターサークル：半径 7m
 - ペナルティマーク：8m
 - ペナルティアーク：半径 7m の半円弧
 - フリーキック時の壁との距離：7m
 - コーナーアーク：1m
 - ゴール：少年用（5m×2.15m）の移動式ゴールポストを使用する。
- (10)審判については、主審、副審(2 名)、予備審の 4 名で行う。

- (11)テクニカルエリアを設置する。
- (12)試合球は4号検定球（株）モルテンより提供）とし、本部で用意する。
- (13)グリーンカード制度を導入する。

14. 参加申込

- (1)参加申込の人員は、選手18名、引率指導者5名を最大とする。
- (2)締切日：平成28年1月25日(月)（申込日以後の選手変更は認めない。）
【期限厳守でお願いします。それ以降の申込は一切受けませんのでご注意下さい】
- (3)提出物
 - ①参加申込書 ②プライバシーポリシー ③緊急連絡表 ④パンフレット用名簿
 - ※ 長崎県サッカー協会HP上よりダウンロードの上、E-mailで提出下さい。

＜届出方法・届出先＞

一般社団法人長崎県サッカー協会第4種委員会平坂 密重宛
〒855-0878 長崎県島原市大下町丙 1318-1 番地
TEL：0957-63-4842 携帯：090-3194-3667
Email：m_h_nfa4@yahoo.co.jp

15. 参加料

- 10,000円【銀行振込(チーム名で振込むこと。)】
振込先：親和銀行 大波止支店 普通 口座番号 3199603
：一般社団法人長崎県サッカー協会 会長 小嶺 忠敏
注 意：振込み手数料はチーム負担でお願いいたします。

16. 代表者会議

- 日 時 平成28年1月30日(土) 10:30~
及び抽選会 場 所 長崎県営野球場（ビッグN）第1会議室
※チーム内で決定権を有する「代表者」もしくは「代表指導者」、および選手1名(キャプテン)が必ず参加すること。
※抽選会終了後、対戦相手とユニホームの照合および決定を行う話し合いをします。登録ユニホーム(FP・GKの正・副ユニホーム：計4着)の「実物・写真」をご準備下さい。

17. その他

- (1)今回、申込等により保有した個人情報については、2016全労済九州少年サッカー長崎県大会以外の目的には利用いたしません。
- (2)大会規程に違反し、その他不都合な行為のあった時は、そのチームの出場を停止する。
- (3)本大会要項に規程されていない事項については、第4種委員会において協議のうえ決定する。
- (4)異議：ベンチ（監督、コーチ、スタッフ等）が審判の判定に対して異議を唱えたり、選手に対し罵声を浴びせる等のネガティブなコーチングを行ったりして、主審から一度注意受けた後に再度同様な行為があった場合は、主審の判断により退席処分とし、それ以降はベンチからのコーチングを不可とする。
- (5)暴力根絶運動の一環として、「ウェルフェアオフィサー」を配置する。
- (6)雷・台風等の自然災害時においては、可能な限り、限られた範囲で最大限大会を実施する。実施不可能と判断された場合は大会本部と競技関係者において対応を決定する。対応策がない場合は抽選で決定する
- (7)ユニホームは、正副必ず2着用意すること。
- (8)上位2チームについては、平成28年3月12日～13日に鹿児島県で開催される九州大会への出場権を与える。
- (9)大会に関する一連の諸行事(代表者会議・開会式・MCM・試合)等にチーム代表者及びチームが指定された時間等に遅れた場合は、大会出場を棄権とみなしチームの大会への出場を没収試合とする場合がある。この場合の勝敗は、3対0の負けとする。(但し、災害など天災等の場合はその限りではない。)